

令和 7 年度

固 定 資 産 税 （ 償 却 資 産 ） 申 告 資 料

市税につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方には、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日に所有している償却資産の所有状況について、当該資産の所在する市町村長に申告することが義務付けられています。

つきましては、この「申告資料」等を参照の上、申告書を作成し、申告期限までに提出されますようお願いいたします。

★ 申告期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）

申告期限が近くなると窓口が大変混雑いたします。なるべく、1 月 17 日（金）までに申告されるよう御協力をお願いします。

★ 申告書の押印について

償却資産申告書への押印は不要です。なお、市ホームページの様式は、押印欄のないものに変更していますが、引き続き押印欄のある旧様式も使用いただけます。

★ 提出先・問合せ先

〒899-1696

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

阿久根市税務課 固定資産税係

T E L 0996-73-1211（内線 1445）

0996-73-1204（直通）

F A X 0996-72-2029

※ 申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【目 次】

I 償却資産の概要……………	1
II 償却資産の申告について……………	5
III 償却資産の評価額の計算方法から納税まで……………	9
償却資産申告書・種類別明細書の記入例……………	11

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市長村長に申告する義務があります。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示	
1	構 築 物	構 築 物	広告塔、駐車設備、門、塀、街路灯、庭園、緑化施設、舗装路面、街路灯、外構工事など
		建物付属設備	受変電設備、自家発電設備、蓄電池電源設備、稼働間仕切り、テナント内部造作など
2	機 械 及 び 装 置	工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、ブルドーザー・クレーン・パワーショベル等土木建設機械、公衆浴場設備、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、料理・給食設備など	
3	船	ボート・釣り船・漁船・はしけなど	
4	航 空 機	飛行機・ヘリコプターなど	
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の構内運搬車両 ※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは除かれます。	
6	工具、器具及び備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板（ネオンサイン）、冷暖房機器、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯機器、自動販売機、測定・検査工具等各種工具など	

3 家屋と償却資産の区分

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物付属設備

ア 建物付属設備の家屋と償却資産の区分（次頁の区分表を御参照ください。）

自己所有家屋に取り付けた建物付属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産と区分して課税されます。

- ・償却資産とするもの… 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、特定の生産又は業務の用に供されるものなど
- ・家屋とするもの……… 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備など

イ 特定の生産又は業務の用に供されるもの

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油管、照明設備等及びその付属設備は、償却資産となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント等）が、自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。特定附帯設備は、地方税法第343条第10項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

【家屋と償却資産の区分表】

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
電 気 設 備	受変電設備等	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●
	中央監視設備	設備一式		●		●
	電灯 コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		●		●
		屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機等の機器		●		●
		配管・配線、端子盤等	○			●
	LAN設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管等	○			●
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			●
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	冷凍冷蔵設備	特定の生産又は業務用の設備（業務用の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除く。））		●		●
	その他の設備	ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		●		●
外 構 工 事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		●		●

4 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと次のとおりです。

記載されていない業種や資産も対象となりますので、御注意ください。

【業種別償却資産の具体例】

各業種共通のもの	駐車場舗装及び設備、受変電設備、庭園、門、塀、外溝、外灯、内部造作、中央監視制御装置、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備など
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけなど
飲食店	接客用家具、室内装飾品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけなど
理容業・美容業	パーマ器、理・美容椅子、消毒殺菌器、洗面設備、タオル蒸器、テレビなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備など
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機など
医科医院 歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置）、各種検査機器、事務機器、待合室用いすなど
不動産貸付業	緑化施設などの外構工事、屋外の照明設備、屋外の給水設備など
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、溶接機、金型、洗浄給水設備、貯水設備、構内舗装、福利厚生設備など
旅館、ホテル	ルームインジゲーター設備、調光設備、洗濯設備、ボイラー、食器洗浄器、カラオケ機器、冷蔵庫、放送設備、厨房設備、放送設備、カーテン、テレビなど
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装など
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機など
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピーなど
木工業	糸鋸、帯鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤など
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、グラインダー、プレス機、剪断機、溶接機など
浴場業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプなど
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機など
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備など
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、室内装飾品など
農業	ビニールハウス、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）など
漁業	漁具、船外機、漁船（木造）、漁船（FRP）、魚群探知機、水中ポンプ、漁船（鋼船）、コンクリート造水槽など

5 国税との主な相違点について

(1) リース資産について

国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについて、原則として、売買に準じた方法によることとされました。

固定資産税（償却資産）においては、従前と同様に資産の所有者である賃貸人（リース会社等）が、当該資産の申告をしていただく必要があります。ただし、所有権移転を伴うファイナンス・リースについては、賃借人が当該資産の申告をしていただく必要がありますので御注意ください。

(2) 減価償却について

平成 19 年度の税制改正により、国税における減価償却制度が次のとおり変更されました。

ア 償却可能限度額（取得価額の 95%）及び残存価額が廃止されました。

イ 備忘価額（1 円）まで償却できるようになり、新たな定率法が導入されました。

※ 国税と固定資産税では減価償却率等が異なりますので御注意ください。

固定資産税（償却資産）における減価償却は、固定資産評価基準により次のとおり定められています。

なお、国税における減価償却制度は変更になりましたが、固定資産税（償却資産）の変更はありません。

- ・ 耐用年数に応ずる減価率については、固定資産評価基準別表第 15 に定める率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 7 に掲げる旧定率法の償却率と同じ率）により減価償却すること。
- ・ 評価額の最低限度額は取得価額の 5% とすること。

国税と地方税では申告の際、次の表のとおり取り扱いの異なる点がありますので、御注意ください。

項目	地方税の取扱い (固定資産税)	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日制度（1 月 1 日）	事業年度制度（決算期日）
減価償却の方法	定率法のみ 固定資産評価基準別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率 ※ 法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・ 平成 24 年 4 月 1 日以降に取得された資産:「定率法(200%定率法)」を適用 ・ 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得された資産:「定率法(250%定率法)」を適用 ・ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産:「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却（2 分の 1）	月割償却
圧縮記帳制度の適用	認められません。	認められます。
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められません。	認められます。
評価額（残存価額）の最低限度額	取得価額の 5 %	備忘価格（1 円）まで
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します。）	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする
一括償却資産 (取得価額が 20 万円未満の減価償却資産)	3 年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3 年間で損金又は必要な経費に算入が可能
所有権移転外リース取引の資産	所有者（賃貸人）に課税	原則として賃借人が減価償却

※ 固定資産税においては、その資産の本来的な価格（取得時における「正常な時価」）を課税標準としていることから、圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記載してください。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和7年度償却資産申告書等を提出していただく方は、令和7年1月1日現在、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方です。

また、次の(1)～(4)に該当する方々も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に貸している方
- (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (3) 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- (4) 償却資産を共有で所有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただくことになります。）

（お願い）

阿久根市から償却資産申告書が送付された方で、償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが、申告書の備考欄に『申告対象資産なし』と記載の上、申告書を御提出くださいますようお願いいたします。

2 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、次の(1)～(11)のいずれかに該当するものです。

なお、特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして申告してください。（国税とは取扱いが異なります。（4頁参照））

また、消費税については、法人税及び所得税において、税込経理方式を採用している場合は税込みとなり、税抜経理方式を採用している場合は税抜きとなります。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- (4) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (5) 償却済み資産（税務会計上、償却済み資産）
- (6) 遊休資産（稼働を休止しているが、利用可能な資産）
- (7) 未稼働資産（既に完成又は据付済であるが、未だ稼働していない資産）
- (8) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。）
- (9) 賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、御自身の費用で附加施工された内部造作等及び譲渡等によって取得された内部造作等で、事業の用に供することができる資産
- (10) 美術品等のうち、取得価額が1点100万円未満であるもの
- (11) 耐用年数が1年以上で、かつ1個（又は1組）当たりの取得価額が10万円以上（取得時期により20万円以上）の資産

3 申告の対象とならない資産

次の(1)～(5)に該当する資産は、償却資産課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- (2) 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア・特許権・実用新案権等）
- (3) 繰延資産
- (4) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ① 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ② 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (5) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で、取得価額が20万円未満のもの

注）(4)及び(5)については、次頁の《参考》を御覧ください。

《参考》

少額の減価償却資産の取り扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、次の①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額 10 万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
- ② 取得価額 20 万円未満の資産のうち、3 年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第 49 条ただし書きによる、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

ただし、次の④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますので御注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上	
①	一時損金算入 ※ 1	申告対象外				
②	3 年一括償却 ※ 2	申告対象外				
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申 告 対 象		
④	中小企業特例 ※ 3	申 告 対 象				
⑤	個別減価償却 ※ 4	申 告 対 象				

※ 1 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

※ 2 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

※ 3 中小企業特例を適用できるのは、平成 18 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産です。（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

※ 4 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

4 申告期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1 月 17 日（金）までの提出に御協力をお願いします。

5 申告書等の提出先等

- (1) 阿久根市役所税務課固定資産税係に御提出ください。

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

- ◎ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日を除く）

- ◎ 郵送による提出も受け付けています。

申告書の控（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- (2) 所有する償却資産が僅少であっても、申告書は必ず提出してください。

- (3) 決算期日以降 1 月 1 日までに取得された資産について、申告漏れのないよう御注意ください。

申告漏れ資産が判明した場合、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、御理解と御協力をお願いします。

- (4) 申告書の受理後、償却資産の内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行う場合があります。また、地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と、阿久根市への申告内容に差異が見受けられた場合、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、御協力をお願いします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、御理解と御協力をお願いします。

- (5) 正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第 386 条及び阿久根市税条例第 75 条の規定により 10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科されることがあります。

6 申告区分と提出書類

- (1) 必ず提出していただくもの

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	・令和 6 年 1 月 2 日以降 新たに事業を開始された方 ・電算申告をされる方	令和 7 年 1 月 1 日現在 所有している全資産	・令和 7 年度償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用)
増加・減少資産申告	令和 6 年 1 月 2 日以降 資産の増加・減少があった方	令和 6 年 1 月 2 日から 令和 7 年 1 月 1 日までに 増加及び減少した資産	・令和 7 年度償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用) ・種類別明細書 (減少資産用)
	令和 6 年 1 月 2 日以降 資産の増加・減少がなかった方		・令和 7 年度償却資産申告書 (備考欄に「 前年中資産増減なし 」と記載してください。)
申告漏れ資産	令和 6 年 1 月 1 日以前に取得した資産で申告漏れ・申告誤り等がある方	申告漏れ等があった資産	上記の提出書類とは別に ・申告漏れ等に係る各年度の償却資産申告書 ・必要に応じて種類別明細書

- (2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ア 課税標準の特例がある資産を所有している場合
イ 非課税資産を所有されている場合
ウ 短縮耐用年数を適用された場合
エ 増加償却をされた場合

課税標準特例適用申告書、事実を証明する書類
非課税適用届出書、事実を証明する書類
国税局長の承認通知書 (写)
税務署長への届出書 (写)

- (3) 番号法に定める本人確認の実施

- ア 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の導入により、平成 28 年 1 月 1 日以降に提出していただく申告書には、個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号の記載が必要になりました。
イ 所有者が個人の場合には、申告書の提出の際に、番号法に定める本人確認を行いますので、次のいずれかの書類の提示又は写しの添付をお願いします。
i 所有者本人の個人番号カード
ii 所有者本人の通知カード及び運転免許証などの身分証明書

7 企業の電算処理により申告をされる場合

企業の電算処理により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和 6 年 1 月 1 日現在で所有する全ての資産について、評価額等を算出し、申告してください。

資産内容が、前年度と変更がない場合でも、種類別明細書 (増加資産・全資産用) を添付してください。種類別明細書を独自の様式で申告される場合は、次の事項に御留意ください。

- ◎ 全国的に統一された様式による記載事項をすべて記載すること
◎ 全資産について、固定資産税における償却資産の評価方法による評価計算を行うこと

8 非課税及び課税標準の特例が適用される償却資産

(1) 非課税について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税となります。該当資産を所有されている場合、お問合せください。

(2) 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める資産については、課税標準の特例が適用されます。

該当資産があれば、種類別明細書の摘要欄に「特例」と記入してください。令和7年度から新たに特例の適用を受ける資産を取得した方は、特例該当資産であることを証する書類を添付してください。

なお、資産の取得時期や固定資産の種類等に応じて、旧地方税法に基づいた特例が適用される場合もありますので、詳しくはお問合せください。

【課税標準の特例が適用される償却資産の例（一部抜粋）】

「わがまち特例」とは、国が示す範囲内において市町村が課税標準の特例を条例で定めるものです。

適用条項		資産の種類	取得期間（軽減期間）	特例割合	添付書類
地方税法 第349条の3	第5項	内航船舶 (遊覧船・回遊船は含まない)	(期限なし)	1/2	船舶原簿、船籍 票及び登録票の 写等
地方税法 附 則 第15条	第2項 第1号	「水質汚濁防止法」に規定する汚 水又は廃液の処理施設	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (期限なし)	1/2 (わがまち特例)	特定施設設置 届出書の写、 処理過程図
	旧第2項 第2号	「大気汚染防止法」に規定する指 定物質の排出又は飛散の抑制に資 する施設	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日 (期限なし)	1/2	処理施設設置 届出書の写、 処理過程図
	第25項 第1号	再生可能エネルギー発電設備 ・太 陽 光 (1,000kW 未満) ※1 ・風 力 (20kW 以上) ・地 熱 (1,000kW 未満) ・バイオマス (1万kW 以上2万kW 未満)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日 (新設後3年度分)	2/3 (わがまち特例)	風力・水力・地 熱・バイオマス …再生可能エネ ルギー発電設備 認定通知書の写
	第25項 第2号	再生可能エネルギー発電設備 ・太 陽 光 (1,000kW 以上) ※1 ・風 力 (20kW 未満) 再生可能エネルギー発電設備 ・水 力 (5,000kW 以上) ※2	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日 (新設後3年度分)	3/4 (わがまち特例)	太陽光 …再生可能エネ ルギー事業者支 援事業費補助金 交付決定通知書 の写
	第25項 第3号	再生可能エネルギー発電設備 ・水 力 (5,000kW 未満) ・地 熱 (1,000kW 以上) ・バイオマス (1万kW 未満)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日 (新設後3年度分)	1/2 (わがまち特例)	
地方税法 附 則 第64条		「中小企業等経営強化法」に規定 する認定先端設備等導入計画に従 い取得した認定先端設備等(構築 物・機械・工具等)	令和3年4月1日から 令和5年3月31日 (新設後3年度分)	ゼロ	計画の申請書及 び認定書の写、 工業会等による 仕様等証明の写

※1 太陽光発電設備は、平成28年3月31日まで「固定価格買取制度」の認定を受けた設備が課税標準の特例の対象となっていました。平成28年4月1日以降は、政府の補助を受けた自家消費型太陽光発電設備が、課税標準の特例対象となります。

※2 取得期間が平成30年4月1日から令和2年3月31日までの場合、特例割合は2/3になります。

【注意】 この表は、令和6年10月時点で作成していますので、令和7年度税制改正により変更される場合があります。特例の適用には一定の要件があります。詳細についてはお問合せください。

9 電子申告（インターネット上からの申告）

阿久根市では、e L T A X（エルタックス）を利用した電子申告を受け付けています。

詳しくは、e L T A X（エルタックス）のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）を御確認ください。

Ⅲ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

(1) 前年中に取得のもの
取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

(2) 前年前に取得のもの
前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる原価率表」に基づき作成

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得のもの $1 - r / 2$	前年前取得のもの $1 - r$		前年中取得のもの $1 - r / 2$	前年前取得のもの $1 - r$		前年中取得のもの $1 - r / 2$	前年前取得のもの $1 - r$
—	—	—	21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

【評価額の計算例（概算）】

取得価額 250,000 円、取得時期令和 4 年 5 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

- ・耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率 ……0.781
- ・耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率 ……0.562

1 年目：250,000 円×0.781＝195,250 円
2 年目：195,250 円×0.562＝109,730 円
3 年目：109,730 円×0.562＝61,668 円
4 年目：61,668 円×0.562＝34,657 円
5 年目：34,657 円×0.562＝19,477 円
6 年目：19,477 円×0.562＝10,946 円 < 12,500 円

※ 6 年目で算出額が取得価額の 5 %（12,500 円）より小さくなるため、これ以降 12,500 円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価し、3 月 31 日までに市長が価格（評価額）を決定します。決定後、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 か月までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

税 額 (100 円未満切り捨て)	=	課税標準額※ (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)
----------------------	---	---------------------------	---	-----------

※ 課税標準額とは阿久根市内に所在する資産の価格の合計です（1,000 円未満切り捨て）。

※ 課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

《計算例（概算）》

計算例は、次のとおりです。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	令和7年度 評 価 額
路面舗装 (コンクリート敷)	令和6年9月	2,700,000円	15年	(R6) 0.929	令和7年度評価額 2,700,000円×0.929 =2,508,300円
ルームエアコン	令和5年11月	500,000円	6年	(R5) 0.840	令和6年度評価額 500,000円×0.840=420,000円
				(R6) 0.681	令和7年度評価額 420,000円×0.681=286,020円
看板 (ネオンサイン)	令和5年2月	1,600,000円	3年	(R5) 0.732	令和6年度評価額 1,600,000円×0.732 =1,171,200円
				(R6) 0.464	令和7年度評価額 1,171,200円×0.464 =543,436円
評価額の合計 = 決定価額 = 課税標準額 (課税標準の特例の対象資産がない場合)					令和7年度課税標準額 3,337,756円
1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)を乗じます。					3,337,000円×0.014=46,718円
100円未満を切り捨てます。					46,718円 → 46,700円(税額)

4 納 期

年税額は 4 回の納期（4 月、7 月、11 月、翌年の 1 月）に分けて納めていただくことになります。